

平成 25 年度早池峰地域保全対策事業実施計画（案）

I 目的

早池峰地域は、固有種、希少種を含む数多くの高山植物が生育するなど、優れた自然景観を有している地域であり、昭和 57 年に国定公園に指定されたほか、国指定の自然環境保全地域、国の特別天然記念物、森林生態系保護地域、鳥獣保護区特別保護地区等に指定され、特に高山植物帯は、わが国における高山植物の宝庫として全国に誇り得る県民の貴重な財産です。

この早池峰地域の自然環境を保全し、自然と人間の共生を実現するためには、関係法令に基づく保護対策と同時に、景観や生態系を損ねない範囲での持続可能な利用を推進することは勿論のこと、地域に根ざした文化・風土を取り込み、活性化にも寄与する地域一体型の保全対策を図ることが必要です。

こうしたことから、早池峰地域の自然を未来に確実に引き継ぐため、利用者自らが自然に対する負荷の軽減を十分に心がけるよう自然の意義やマナーについて普及啓発を図ることを目的とし、民間団体と行政が、それぞれの役割に応じてパートナーシップを図り、次の早池峰地域保全対策事業を実施するものです。

II 事業計画

1 利用者のマナー向上対策

(1) マナー啓発活動

自然公園の持続可能な利用を推進するためには、ルールやマナーを守り、利用者が自らの行為により自然を損なうことがないように、一人ひとりが自然の重要性を認識することが必要です。

早池峰地域の自然環境の保護と適正な利用のため、利用者が早池峰地域の保全の必要性を理解し、自然に対する負荷の軽減に向けて行動することができるよう、次の普及啓発活動を実施し、利用者のマナー向上を図ります。

① 登山者へのマナー啓発

- ・ 早池峰地域の情報や利用者のマナー、ルールを解説した早池峰マナーガイドを作成し、利用者、バス会社、旅行会社、学校などに事前に配布
- ・ 自然公園指導員、自然公園保護管理員、グリーンボランティア等は、登山道を巡視しながら、登山者に対するマナー、利用指導や自然解説等を実施
- ・ 交通規制期間中に運行するシャトルバス内でマナー向上のため車内放送

② 携帯トイレの普及促進

- ・ 携帯トイレを利用者が入手しやすくなるよう、携帯トイレサポート'早池峰が運営する携帯トイレ販売体制を支援します。
- ・ 登山用品店、スポーツ用品店に対し、携帯トイレの販売について協力を要請
- ・ 旅行会社、バス会社等に対して、携帯トイレの使用奨励及び普及促進に係る協力を要請
- ・ 携帯トイレのデモンストレーションを実施

③ 山麓トイレの使用奨励

- ・ 早池峰マナーガイド等の活用などにより、登山前の山麓トイレ使用を奨励
- ・ 旅行会社、バス会社等に山麓トイレの使用奨励に係る協力を要請

(2) 早池峰クリーン&グリーンキャンペーン

登山者のマナー向上や携帯トイレ普及促進等、早池峰地域における保全対策について、関係団体、関係機関、ボランティア等の協力のもと、早池峰地域自動車利用適正化対策の期間に併せ、早池峰クリーン&グリーンキャンペーンを実施することにより、一般利用者への周知を図ります。

期 間： 6月第2日曜日の山開きの日（6月9日）から8月の第1日曜日（8月4日）までの土曜、日曜、休日 計18日間
時 間： 概ね午前6時から午後1時まで
実施内容： 資料4のとおり

2 山のトイレ問題への取組み

(1) 山頂避難小屋トイレのし尿担ぎ下ろし

山頂避難小屋トイレのあり方については、携帯トイレデーを試行しながら引き続き検討することとしているところ、汲取りトイレ解放期間に溜まったし尿は、これまでどおり「早池峰にゴミは似合わない実行委員会」を中心とするボランティアによる担ぎ下ろしを実施します。

実 施 日： 5月26日（日） 河原坊駐車場7:00受付

(2) 携帯トイレデー（携帯トイレ使ってみでけDAY）の実施

昨年度に引き続き、登山シーズンを通し、山頂避難小屋の汲取り式トイレを閉鎖のうえ携帯トイレブースに変更し、携帯トイレブース3室体制（混雑時には簡易テントによるブースを更に増設）としたうえで、終日携帯トイレ専用の山とし利用するものとします。

実施期間： 6月9日（日）から10月14日（月）までの128日間

(3) 携帯トイレの利用促進

① 携帯トイレの販売体制の確保

携帯トイレの携行を促進するため、河原の坊総合休憩所、小田越監視員詰所、山頂避難小屋に携帯トイレ無人販売箱を設置します。なお、販売及び管理には、携帯トイレ販売管理組織「携帯トイレ'サポート早池峰」があたります。

② 山麓トイレの拡充と使用済携帯トイレ回収体制の確保

小田越登山口におけるトイレを確保するため、昨年より期間を延長のうえ仮設トイレ（大小兼用3基、小専用1基）を設置します。また、携帯トイレ利用に対する登山者の抵抗感を軽減するため、小田越登山口、河原の坊登山口、峰南荘前及び岳駐車場に携帯トイレ回収箱を設置します。なお、これらの設置及び管理は、委託により実施します。

小田越登山口仮設トイレ： 6月9日（日）から10月中旬まで
使用済携帯トイレ回収箱： 同上

③ 野外排泄防止対策

野外排泄による環境悪化が懸念されるところ、登山道における携帯トイレの利用を促進するため、比較的利用者が多く、用地確保が可能と考えられる小田越コースの中に仮設の携帯トイレブース、また、頻発個所に警告板を設置する等の対策を追加します。

3 高山植物の保護対策

早池峰地域には、固有種、希少種を含む数多くの高山植物が生育し、日本有数の高山植物の宝庫として知られているが、登山者による踏み付けや帰化植物等の侵入、盗採等の人為的影響が懸念されていることから、関係機関との連携を図りながら次の対策を講じます。

(1) 高山植物盗採防止パトロール

高山植物の保護、採取・損傷行為防止のため、それぞれの機関によるパトロールを随時実施する他、合同パトロールを関係機関連携のもと実施する。

合同パトロール： 6月上旬から10月上旬（複数回）

森林管理署、自然公園保護管理員、グリーンボランティア等によるパトロール： 随施

(2) 移入種駆除

セイヨウタンポポ、オオバコ等に加え、オオハンゴンソウの侵入が認められるところ、作業日を設定のうえ関係機関、ボランティア協働により駆除を実施するとともに、必要に応じ、早池峰クリーン&グリーンキャンペーン対応の傍ら、担当者による駆除を実施します。

また、侵入防止措置として、各登山口に泥落としマットを設置のうえ、利用の促進を図ります。

作業日： 6月上旬から9月上旬（複数回）

実施場所： 河原の坊、小田越周辺、早池峰山山頂、各登山道

駆除対象： セイヨウタンポポ、オオバコ、オオハンゴンソウ等（時期により変更）

4 自動車利用適正化対策

登山車両の排気ガスや路肩駐車による植生の踏み付け防止、交通混雑の緩和のため、車両の通行規制を継続して実施し、環境への影響に配慮し、公共交通機関の利用促進を図ります。

なお、具体的な実施内容については、早池峰地域自動車利用適正化部会で協議を行い、次のとおり実施することとしています。

期 間： 6月第2日曜日の山開きの日（6月9日）から8月の第1日曜日（8月4日）までの土曜、日曜、休日 計18日間

区 間： 主要地方道紫波江繋線（花巻市大迫町川目岳地内から宮古市江繋地内まで約16km）

時 間： 大型車・特定中型車 午前5時から午後5時まで

上記以外 午前5時から午後1時まで

対 象 外： 乗合バス（路線バス、シャトルバス）・タクシー・ハイヤー・二輪車・許可車両

詳 細： 資料5のとおり

5 利用施設の整備について（登山道保全対策）

早池峰の自然環境の特徴である高山植物の保護や自然景観に影響を極力与えないよう、利用者である登山者にマナーと自己管理、自己責任を求めながら、自然環境の保全に配慮した適正な規模の施設整備を図ります。

- ・ 早池峰地域の植生の保護と利用者の安全ため、登山道誘導ロープ、歩道、橋など、老朽化に

より、破損している部分の補修や更新

- ・ 登山道上の倒木や枯れ木の撤去

Ⅲ その他

1 ボランティア活動の支援

平成 14 年度からグリーンボランティアの募集を開始し、現在約 100 名の登録者が、通常のマナー啓発、高山植物等の自然解説に留まらず、早池峰キャンペーンの対応、携帯トイレの普及促進、移入種の駆除等、多方面にわたり活動している。

また、平成 22 年には、登録者相互の連携を促進するため「早池峰グリーンボランティアの会」が組織され、自主的な活動も展開されている。

早池峰地域を保全するにあたり、ボランティアの協力は不可欠であり、その活動を積極的に支援することとします。

- ・ ボランティアによる自主研修会やネットワークの形成などの支援体制を整備し、各種活動の連携により自然環境の保全の強化
- ・ ボランティア自らが企画する研修会や簡易な施設修繕活動の実施に当たって、ボランティアからの申し出により、研修会講師派遣や修繕資材提供等の支援
- ・ ボランティアの資質向上と相互親睦を図るため、県主催の研修会を実施

2 早池峰地域保全対策事業推進協議会会長表彰の実施

早池峰地域の保全に貢献したツアー会社、バス会社、学校、協賛企業などの優良団体、ボランティア活動を積極的に行った方を対象にした表彰を行います。

Ⅳ 事業実施関係機関

花巻市、遠野市、宮古市、岩手県山岳協会、岩手県勤労者山岳連盟、早池峰フォーラム実行委員会、早池峰をきれいにする会、早池峰にゴミは似合わない実行委員会、早池峰の未来を考える女性の会、グリーンボランティア、(社) 岩手県バス協会、(社) 日本旅行業協会東北支部岩手県地区会、岩手県交通(株)、東北地方環境事務所盛岡自然保護官事務所、岩手南部森林管理署遠野支署、三陸北部森林管理署、自然公園指導員、自然公園保護管理員、岩手県警察本部、花巻・遠野・宮古警察署、岩手県(自然保護課、観光課、道路環境課、生涯学習文化課、県南広域振興局、沿岸広域振興局)

【参考資料】

(経緯)

- 早池峰山頂避難小屋トイレは昭和 61 年 11 月に改築されたが、し尿処理が地下浸透式であったため、平成 6 年 9 月の新聞で早池峰地域の沢水から大腸菌（実際は大腸菌群）が検出と報道された。
- 自然保護課で山頂避難小屋トイレのし尿処理方法を検討、整備計画を作成し、平成 10 年から平成 11 年にかけて地元説明会や早池峰トイレシンポジウムを開催したが、県の計画案ではまとまらず施設整備は見合わせることにした。
- 早池峰山頂避難小屋トイレ問題を検討するにあたってはトイレ単独ではなく、早池峰地域の総合的な保全対策の中で検討することとし、平成 11 年 9 月に学識経験者、自然保護団体、山岳関係者、関係行政機関等を構成員とする「早池峰地域保全対策懇談会」を設置した。
- 懇談会は平成 11 年から平成 13 年まで 10 回の会議を開催し、「利用者のマナー向上」、「高山植物の盗採防止」、「利用施設のあり方」、「利用抑制の必要性」について検討が行われ、平成 13 年 9 月の第 10 回懇談会で保全対策全般に対する提言が行われた。
- 懇談会の提言を受けて、自然保護課において平成 14 年 3 月に「早池峰地域の保全対策について」を取りまとめた。
 - ・ 早池峰地域の保全対策の実施に当たっては、新たに設置する「早池峰地域保全対策事業推進協議会」において、協議会の構成員である行政、民間団体等が役割分担などの調整を図りながら推進する。
 - ・ 協議会の構成員は、それぞれの役割に応じて相互にパートナーシップを図るとともに、地域振興にも配慮しながら、「利用者のマナー向上対策」、「高山植物盗採防止対策」、「登山車両の適正な規制」、「保全対策を講ずるための施設整備」等の保全対策を適時適切に推進するよう努める。
 - ・ 山頂避難小屋トイレについては、避難小屋の耐用年数から概ね 5 年後には避難小屋全体の検討が必要となる。それまでの間は、携帯トイレの普及及び利用環境の改善を目的とした施設改善を図りながら、引き続き使用していくこととし、し尿処理については、当面、ボランティアの協力を得て「人力による担ぎ下ろし」で対応する。
 - ・ 携帯トイレの普及や山麓トイレ使用の奨励などの活動を推進しながら、利用者のトイレ利用の動向を見極め、避難小屋検討の際に併せて行うトイレの検討にその結果を反映させる事とする。
- 早池峰地域の保全対策を具体的に推進する組織として、平成 14 年 3 月に早池峰地域保全対策推進協議会を設置し民間団体、関係行政機関などとのパートナーシップのもと、それぞれの果たすべき役割などを調整し、地域振興にも配慮しながら、適時適切な保全対策を推進することとした。
- 早池峰地域の自動車利用適正化対策を担う組織として平成 10 年度に設置した早池峰登山車両適正化検討会を、同協議会の部会として位置づけ「早池峰地域自動車利用適正化部会」として設置した。早池峰地域の交通規制対策は、平成 25 年度は 16 年目にあたる。
- 早池峰地域保全対策事業の実施は、平成 14 年度から実施しており平成 25 年度は 12 年目にあたる。